平成２２年度税制改正（地方税）要望事項

（ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ・ その他 ）

No	３０

府省庁名　国 土 交 通 省

対象税目	個人住民税　法人住民税　事業税　事業税（外形）不動産取得税　固定資産税　事業所税　その他（　　）
要望項目名	特定の居住用財産の買換え及び交換の場合の長期譲渡所得の課税の特例措置の延長
要望内容（概要）	・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 個人が、所有期間が 10 年を超える居住用財産（居住期間 10 年以上であるものに限る。）の譲渡をした場合において、譲渡年の前年及び譲渡年に、自己の居住の用に供する居住用財産を取得した場合には、譲渡所得の課税について、譲渡がなかったものとして取得価額の引継による課税の繰り延べが認められる。 ・特例措置の内容 本特例措置の適用期限（平成 21 年 12 月 31 日）の３年間延長
関係条文	地方税法第 32 条第２項、同法第 313 条第２項 地方税法附則第 34 条の３
要望理由	本制度は、主にファミリー層や高齢者層の円滑な住替えを支援することにより、その居住の安定を図るとともに、買換えにより譲渡された住宅がファミリー向けの住宅として市場に流通することを通じて、居住水準の向上を図る必要がある。
減収見込額	（初年度）　－（８１９）　（平年度）　－（８１９）　（単位：百万円）
地方税以外の措置　既存	・国税　・融資、補助金その他
地方税以外の措置　22 年度の要望	・国税　・融資、補助金その他 本件と同様の要望（連動）
過去の要望経緯	平成５年度　創設　平成 16 年度　延長 平成６年度　拡充　平成 19 年度　延長 平成 10 年度　拡充 平成 13 年度　拡充
本要望に対応する縮減案	－